

見積結果報告書

見積日時・場所	令和 6 年 7 月 4 日 9 時 45 分 第4庁舎第7会議室	
委託業務名	奇数月検針地区水道メーター一斉交換業務委託	
受託者	住所	岩手県釜石市中妻町1丁目12番13号
	氏名	釜石市水道工事業協同組合 理事長 三浦 貴光
契約金額	20,052,560 円	
履行期間	自	令和 6 年 7 月 8 日
	至	令和 6 年 10 月 31 日
業務委託場所	釜石市内	
業務概要	量水器交換 φ13～75mm 2,120個	
随意契約理由	<p>①期限切れ水道メーターの一斉交換については、平成18年度まで給水工事業業者を対象として交換地域ごとに分けて指名競争入札により発注してきたところであるが、受注した各業者は、大量のメーターを1ヶ月程度の限られた期間内に交換する必要があり、手持ち工事等の日程調整、熟練技術者(作業員)の確保、正確な作業実施とパソコンを使用する際の交換データの記録や入力処理等の作業も要求されることから、一つの業者にかかる負担がかなり大きいこと。</p> <p>②現在の市内給水工事業業者は、熟練技術者や事務員等職員の減少に加え、全般的に高齢化するなど零細事業所が多くなっており、事業所単独では限られた期間内での本業務の履行は困難であること。</p> <p>③上記業者には、釜石市指定給水装置工事業業者が数十社加入しており、正確な技術と豊富な経験が必要とされるメーター交換を、円滑かつ短期間に実施するためには、組合全体での業務の分担、調整、データ管理等が可能なることから一括委託するもの。</p> <p>このことから、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定により、上記業者との随意契約するものである。</p>	

